

《 資料 3 - 1 》

介護保険サービス事業について
(介護保険課事業者係)

〔 目 次 〕

1. 制度改正に係る指定事項等変更届等の提出について.....	1
2. 制度改正に係る利用者等への説明について	5
3. 指定申請等に係る提出書類への押印の見直しについて.....	6
4. 業務管理体制の整備に係る届出先区分の一部変更について.....	7
5. 業務継続計画（BCP）の策定について	8
6. 科学的介護情報システム（LIFE）について	9
7. 居宅介護支援事業所における管理者要件について	11
8. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について.....	12

1. 制度改正に係る指定事項等変更届等の提出について

【注意！】

この項目は、次のサービス以外のすべての施設・事業所が対象となります。
すべての施設・事業所の提出が必要となりますので、提出漏れのないよう
注意してください。

- ・ 特定福祉用具販売（介護予防含む）

令和3年4月サービス提供分からの介護報酬の算定体制について、各新様式
を市ホームページからダウンロードの上、以下のとおり指定事項等変更届等を
提出してください。

なお、新様式（別紙1-1～1-3）及び必要な添付資料については、厚労
省からの通知等をもって、令和3年3月下旬に市ホームページを更新予定とし
ています。適宜ご確認していただくようお願いいたします。

1 提出書類

【地域密着型サービス以外】

- ・ 指定事項等変更届（様式第8号）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～1-3）
- ・ （令和2年度までの算定体制と変更がある場合のみ）必要な添付書類

【地域密着型サービス】

- ・ 変更届出書（様式第2号）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～1-3）
- ・ （令和2年度までの算定体制と変更がある場合のみ）必要な添付書類

2 提出先及び提出方法

〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

下関市福祉部介護保険課事業者係

E-mail kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

- ・ 電子メール及び郵便または持参のいずれかで提出すること。

3 提出期限

令和3年4月9日（金） 17時15分※期限までに必着のこと。

4 注意事項

- ① 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」はサービス別に作成していますので、事業所が実施しているサービスの一覧表を使用してください。
- ② 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の欄外に、加算等を算定するにあたり必要となる添付書類を掲載していますので、新たに加算等を算定する際には提出してください。
- ③ 加算等の算定体制が令和2年度と変わらない場合には添付書類は不要です（例：（地域密着型）通所介護における入浴介助体制を「あり」で算定していた事業所が令和3度からは「入浴介助加算（I）」を算定する場合。）。ただし、算定要件が変わる場合には添付書類が必要となる場合がありますので、改定後の告示・通知等をよく確認して提出してください。
- ④ 加算等の算定体制以外に4月1日付で変更事項がある場合には、指定事項等変更届は1部で差し支えありません（介護老人保健施設及び介護医療院において変更の許可を受ける必要がある事項を除く。）。
- ⑤ 保険医療機関等であるみなし指定の事業所についても、以下の場合は前ページの「1 提出書類」が必要となります。
 - ・ すべての（介護予防）通所リハビリテーション事業所
 - ・ 病院、診療所が行う（介護予防）訪問看護事業所のうち、過去に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出している場合
 - ・ 病院、診療所が行う（介護予防）訪問リハビリテーション事業所のうち、過去に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出している場合

記入例①

様式第8号（第5条関係）

指 定 事 項 等 変 更 届

令和3年 4月 1日

（あて先）下 関 市 長

郵便番号 750-0006
届出者主たる事務所 下関市南部町1-1
（開設者）の所在地
ふりがな シャカイフクシホウジン〇〇かい
名 称 社会福祉法人〇〇会
代表者の氏名 理事長 △△ △△
（電話 083-299-9999）

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者

介護保険法第75条第1項
介護保険法第82条第1項

下記のとおり指定介護老人福祉施設 の指定事項等を変更したので、介護保険法第89条
介護老人保健施設 介護保険法第99条第1項
指定介護療養型医療施設 旧介護保険法第111条
指定介護予防サービス事業者 介護保険法第115条の5第1項
の規定により届け出ます。

記

	名 称	通所介護事業所〇〇
事業所又は施設	所 在 地	下関市南部町1-1
	番 号	3570199991
報酬改定とあわせて変更事由がある場合は、1枚の変更届で構いません。		通所介護
		① 介護サービス費の請求に関する事項 ② 運営規程
変更の内容	変 更 前	① 入浴介助体制「あり」 ② 介護職員 10名
入浴介助体制は「令和2年度までの『あり』」と「令和3年度からの『入浴介助加算Ⅰ』」は、同じ算定要件であるため、添付書類は不要です。		① 入浴介助加算「加算Ⅰ」 ② 介護職員 11名
		令和3年介護報酬改定による算定要件を満たしたため
変 更 年 月 日		令和3年 4月 1日

添付書類

- 1 居宅サービス又は介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴う届出の場合にあつては、事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- 2 開設者（法人にあつては、その代表者）の変更又は役員の変更に伴う届出の場合にあつては、誓約書

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 1 旧介護保険法とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

※令和3年度から上記様式に変更となります。（押印が廃止されました）

令和2年度第2回下関市介護保険サービス事業者集団指導

様式第2号 (第3条関係)

変更届出書

記入例②

令和3年 4月 1日

(あて先) 下関市長

所在地 下関市南部町1-1

申請者 名称 社会福祉法人〇〇会

代表者氏名 理事長 △△ △△

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号	3	5	9	0	1	9	9	9	1
指定内容を変更した事業所 (施設)		名称	地域密着型通所介護事業所〇〇								
		所在地	下関市南部町1-1								
サービスの種類		地域密着型通所介護									
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所・施設の名称	(変更前)									
2	事業所・施設の所在地										
3	申請者の名称	12 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項									
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	入浴介助体制 「あり」									
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	栄養アセスメント加算 「なし」									
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等										
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び 経歴	(変更後)									
9	運営規程	新設加算については、「変更前」欄は、(なし)と記載してください。									
10	協力医療機関 (病院) ・協力歯科医療機関	12 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項									
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との 連携・支援体制	入浴介助加算 「加算I」									
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	栄養アセスメント加算 「あり」									
13	役員の氏名、生年月日及び住所										
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
15	本体施設、本体施設との移動経路等										
16	併設施設の状況等										
変更年月日		令和3年 4月 1日									

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

※令和3年度から上記様式に変更となります。(押印が廃止されました)

2. 制度改正に係る利用者等への説明について

今回の介護報酬の改定により、利用料金に変更となる場合は、利用者（入所者）又はその家族へ書面の交付等により、変更となる利用料金の説明を行い、同意を得ることとなります。

本来、この一連の手続きは、新たな料金が適用される令和3年4月以降の各利用者（入所者）のサービス提供前までに終えておく必要があります。

しかしながら、当該所定の時期までに書面の交付等が間に合わない場合は、口頭により説明の上、同意を得ておくこととし、後日、書面の交付等での説明、同意を得るという順序になっても差し支えありません。この場合、口頭の説明による同意日については、新しい料金での介護保険サービス利用にかかる同意があった日として書面等で記録し、各事業所で適正に管理するようお願いします。

※介護報酬の改定にかかる説明について、重要事項説明書の全てのページの交付等は必要ではありません。変更箇所となる利用料金の記載部分のみ書面の交付等で説明し、同意を得ることで足りるものとします。

※居宅介護支援事業及び介護予防支援事業は通常利用者負担は発生ませんが、介護保険料の滞納等により償還払いとなる可能性を鑑み、同様に説明し、同意を得るようにして下さい。

※運営規程に利用料金の記載がある場合は、利用料金の変更に伴い運営規程の変更が生じますため、運営規程の変更の日から10日以内に市に変更届を提出して下さい。

3. 指定申請等に係る提出書類への押印の見直しについて

行政手続きの簡略化及び介護サービス事業者の業務負担軽減の一環として、指定申請書類等への押印についての見直しを行い、以下の通り押印を不要とする取扱いとしますのでお知らせいたします。

1. 実施日

令和3年（2021年）4月1日以降提出分から

2. 押印が不要となる書類

- ・指定（更新）申請書、開設許可（更新）申請書
- ・指定事項等変更届、変更届出書、変更許可申請書
- ・廃止（休止）届、指定辞退届出書、再開届
- ・誓約書
- ・その他、指定申請等にかかる書類（管理者承認申請書、運営推進会議等派遣依頼書 等）
- ・業務管理体制整備（区分変更）届、業務管理体制届出事項変更届
- ・その他、提出書類（事故報告書、研修受講に係る推薦依頼書 等）

※添付書類への押印及び原本証明についても不要です。

3. その他

- ・当分の間、押印欄がある様式で提出いただいても受け付けます。
（その場合、手書きで打ち消し線を引くなどの対応をお願いします。）
- ・令和3年4月1日より、**メールでの提出等**についても受け付けます（審査手数料が必要となるものを除く）。

詳細につきましては、3月下旬に市ホームページに掲載する予定ですので、適宜ご確認していただきますようお願いいたします。

4. 業務管理体制の整備に係る届出先区分の一部変更について

令和3年4月1日から

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る

届出先区分(所管行政機関)が

一部変更となります！！

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。これにより、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

これまで下関市が所管行政機関となる事業者は、下記表の⑤に該当する事業者のみでしたが、令和3年4月1日以降は④に該当する事業者に拡大されます。

つまり、**運営する全ての事業所が下関市内のみに所在する事業者の所管行政機関は山口県から下関市へ変更となります。(※)**

区 分	改正前届出先	改正後届出先 (令和3年4月1日以降)
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所が所在する都道府県知事	主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 全ての事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者(※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 例外として、指定事業所等に介護療養型医療施設を含む場合は届出先は都道府県知事のままとなります。

5. 業務継続計画（BCP）の策定について

令和3年度制度改正により、全てのサービスにおいて、業務継続計画（BCP）の策定が義務づけられました。 ※3年間の経過措置期間あり

業務継続計画（BCP）とは

BCP（ビー・シー・ピー）とはBusiness Continuity Planの略称です。
新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。
必要なサービスを継続的に提供するために、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るために、あらかじめ検討した方針・体制・手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）と呼びます。

厚生労働省ホームページに、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン及び業務継続計画（ひな型）が掲載されていますので、当該ガイドライン等を参考に、業務継続計画の策定を行ってください。

[ホームページ掲載箇所]

厚生労働省トップページ (<https://www.mhlw.go.jp>)

→政策について

→分野別の政策一覧

→福祉・介護

→介護・高齢者福祉

→介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

→介護施設・事業所における業務継続ガイドライン

<新型コロナウイルス感染症関係>

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・(別添) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
(様式ツール集)
- ・新型コロナウイルス感染症BCPひな形(入所)(通所)(訪問)

<自然災害関係>

- ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・自然災害BCPひな形

※BCPに関する研修動画も掲載されていますので、ご視聴ください。

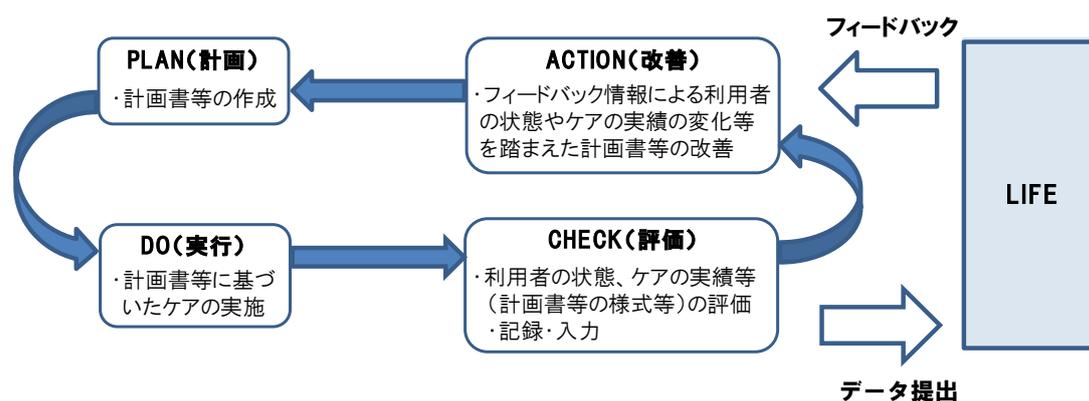
6. 科学的介護情報システム（LIFE）について

厚生労働省では、平成28年度より通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（VISIT）を、令和2年5月より高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（CHASE）を運用しております。

また、令和3年4月1日より、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、統一した名称

科学的介護情報システム（LIFE: Long-team Information system For Evidence）を用いる予定です。

令和3年度介護報酬改定においては、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取り組みを推進しております。



1. LIFE の利用申請方法について

専用 Web サイトから新規利用登録を行う必要があります。同サイト内に操作マニュアル、CSV 連携仕様書等が掲載されていますので、ご一読ください。

URL : <https://chase.mhlw.go.jp>

※令和3年4月以降は、以下の URL に切り替わる予定です。

URL : <https://life.mhlw.go.jp>

2. 問い合わせ先

利用申請受付機能全般に関する質問は、以下のとおり受け付けています。

- ・利用申請ヘルプデスク（新規申請に係る質問のみ）

TEL:042-340-8819（平日 10:00 から 16:00 まで）

※令和3年4月以降は、番号が変更となる予定です。

- ・ヘルプデスク連絡先

E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp

※新規申し込み以外の操作等については、ヘルプデスクにメールにてお問合せ下さい。

3. LIFEの活用等が算定要件に含まれる加算について

令和3年度介護報酬改定において、科学的介護推進加算を始めとし、LIFEの活用等が要件に含まれる加算が設けられます（別添1参照）。

当該加算を算定するためには、LIFEへのデータ提出とフィードバック機能の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることが求められます。

LIFEの活用等が要件として含まれる加算一覧（施設・サービス別）													別添1
	科学的介護推進加算 (I) 科学的介護推進加算 (II)	個別機能訓練加算(II)	ADL維持等加算(I) ADL維持等加算(II)	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡マネジメント加算(II)	褥瘡対策指導管理(II)	排せつ支援加算(I) 排せつ支援加算(II) 排せつ支援加算(III)	自立支援促進加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算	薬剤管理指導	栄養マネジメント強化加算	口腔衛生管理加算(II)
介護老人福祉施設	○	○	○			○		○	○			○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○			○		○	○			○	○
介護老人保健施設	○			○		○		○	○	○		○	○
介護医療院	○				○		○	○	○		○	○	○
	科学的介護推進加算	個別機能訓練加算(II)	ADL維持等加算(I) ADL維持等加算(II)	リハビリテーションマネジメント加算(A)○ リハビリテーションマネジメント加算(B)○	褥瘡マネジメント加算(I) 褥瘡マネジメント加算(II)	排せつ支援加算(I) 排せつ支援加算(II) 排せつ支援加算(III)	栄養アセスメント加算	口腔機能向上加算(II)					
通所介護	○	○	○				○	○					
地域密着型通所介護	○	○	○				○	○					
認知症対応型通所介護(予防含む)	○	○	○ (予防を除く)				○	○					
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○ (予防を除く)				○	○					
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○				○	○					
認知症対応型共同生活介護(予防含む)	○						○	○					
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○						○	○					
看護小規模多機能型居宅介護	○					○	○	○	○				
通所リハビリテーション(予防含む)	○			○ (予防を除く)			○	○					
訪問リハビリテーション				○ (予防を除く)									

※既存の加算等においても、CHASE等の活用が算定要件に追加されている場合がありますので、各加算の算定要件については今一度確認をお願いいたします。

7. 居宅介護支援事業所における管理者要件について

1 管理者要件の改正について

平成30年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）を改正し、居宅介護支援事業所における管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。その際、令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられましたが、令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が公付されました。

主な改正内容

※詳細については「介護保険最新情報 Vol. 843」をご確認ください。

1 管理者要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、その理由と今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予する。

2 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

2 管理者の主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の提出

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の人員基準の確認をするため、管理者が主任介護支援専門員であるかの確認をしたいと思います。

主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了証明書（写し）を提出していない居宅介護支援事業所の管理者の方は、下関市福祉部介護保険課事業者係まで提出をお願いします。

8. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について

令和3年度分の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、令和3年4月15日（木）まで（注）に、介護保険課事業者係へ、必要書類の届出をお願いします（電子メール及び郵送も可能です）。

必要書類等につきましては、市ホームページ等よりお知らせいたしますのでご確認ください。令和2年度に引き続いて加算を算定する場合であっても、改めて届出が必要となりますので、御注意ください。

なお、このたびの制度改正により、介護職員処遇改善加算については、1年の経過措置期間を設けたうえで、下図に示す加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止という見直しが行われました。新規で当該区分を算定することはできませんので、届出の際にはご留意ください。

また、処遇改善加算の職場環境等要件、介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールにおいても見直しが行われましたので、当該加算を算定予定の事業所につきましては、随時、厚生労働省より発出される通知等を確認のうえ、適切に運用されますようお願いいたします。

注 算定体制に係る指定事項等変更届の提出締切日は、4月9日となります。

■介護職員処遇改善加算の区分

算定区分	加算（Ⅰ） （月額3万7千円相当）	加算（Ⅱ） （月額2万7千円相当）	加算（Ⅲ） （月額1万5千円相当）	加算（Ⅳ） （加算（Ⅲ）×0.9）	加算（Ⅴ） （加算（Ⅲ）×0.8）
					※1年の経過措置期間を設けて廃止
算定要件	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ + 職場環境等要件を満たす （平成27年4月以降実施する取組）	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす （平成27年4月以降実施する取組）	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれも満たさず

（注）「キャリアパス要件Ⅰ」・・・職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件Ⅱ」・・・資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件Ⅲ」・・・経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」・・・賃金改善以外の処遇改善を実施すること

※ 就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。